

# 千葉県基本計画に係る計画書及びPR動画作成業務委託 公募型プロポーザル募集要項

## —目次—

1	趣旨 .....	1
2	業務委託の概要 .....	1
3	参加資格要件 .....	1
4	応募方法等 .....	1
5	事業者選定 .....	4
6	契約手続等 .....	5
7	企画提案の無効に関する事項 .....	6
8	その他 .....	6
9	問い合わせ先 .....	6

## 1 趣旨

令和5年度から開始する「千葉市基本計画」について、広く市民の方に計画内容を知っていただき、ともにまちづくりを進めることできるようにするため、基本計画の計画書及びPR動画の企画及びデザイン作成等を業務委託する事業者をプロポーザル(企画提案)方式により募集する。

## 2 業務委託の概要

- (1) 委託名 千葉市基本計画に係る計画書及びPR動画作成業務委託
- (2) 業務目的 「千葉市基本計画に係る計画書及びPR動画作成業務委託仕様書」(以下、「仕様書」とする。)のとおり
- (3) 業務内容 「仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 契約締結日から令和5年3月31日(金)まで
- (5) 委託料 9,350,000円(消費税込)を限度額とする。

## 3 参加資格要件

本事業の企画提案を行うものは、以下のすべての要件を満たさなければならない。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- イ 当該業務の企画提案書の提出期限前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
- オ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
- カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの
- キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- ケ 千葉市物品入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者
- コ 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当する者

## 4 応募方法等

### (1) スケジュール

内容	日程
①参加申込受付開始、質問受付開始	令和4年 9月22日(木)
②質問受付期限	令和4年 9月29日(木) 17時【必着】
③質問への回答	令和4年10月 3日(月)

内容	日程
④参加申込期限	令和4年10月6日(木)17時【必着】
⑤参加資格審査結果通知	令和4年10月7日(金)
⑥企画提案書等提出期限	令和4年10月18日(火)17時【必着】
⑦提案書審査・プレゼンテーション	令和4年10月中下旬を予定
⑧選定結果通知	令和4年10月下旬を予定

## (2) 質問の受付

本募集要項及び仕様書の内容について、以下のとおり質問を受け付ける。

### ア 質問書提出期限

令和4年9月29日(木)午後5時(必着)

### イ 提出方法

件名を「千葉市基本計画に係る計画書及びPR動画作成業務委託 質問書(〇〇会社)」とし、下記メールアドレスに電子メールにて提出すること。

なお、電話・口頭・FAX等での質問は一切受け付けない。

千葉市総合政策局総合政策部政策企画課  
メール：[next-gplan@city.chiba.lg.jp](mailto:next-gplan@city.chiba.lg.jp)

### ウ 提出書類

質問書(様式第2号)

### エ 回答方法

質問に対する回答は、ホームページに掲載する(令和4年10月3日(月))。

なお、回答内容は本募集要項及び仕様書の追加又は修正とみなす。

## (3) 参加申込手続

本件への参加を希望する者は、以下のとおり必要書類を提出すること。

### ア 参加申込期限

令和4年10月6日(木)午後5時(必着)

(持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで)

### イ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所5階

千葉市総合政策局総合政策部政策企画課 企画班

### ウ 提出方法

持参又は郵送

### エ 提出書類

(ア) 参加申込書(様式第1号)

(イ) 会社概要(様式自由、パンフレット可)

### オ その他

参加申込後に辞退する場合は、以下の必須事項を記入した参加辞退申出書(任意様式)を持参又は郵送にて提出すること。

必要項目：日付、商号又は名称、代表者氏名(代表者印を押印すること)、辞退理由

#### (4) 企画提案書の提出

##### ア 提出期限

令和4年10月18日(火)午後5時(必着)※郵送の場合は、書留の扱いとする。

##### イ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所5階  
千葉市総合政策局総合政策部政策企画課 企画班

##### ウ 提出書類

以下の書類を提出すること。

##### (ア) 企画提案書

正本1部(社名あり)、副本6部(社名なし)の計7部を提出すること。

なお、提案書については、仕様書の内容を踏まえ、以下の事項を盛り込むこと。

##### ①本業務委託全体のスケジュール

本業務の全体像を踏まえ、各工程の業務スケジュールを示すこと。

##### ②業務実施体制

総括責任者、実施責任者、業務担当者等の組織体制図を示すとともに、発注者からの指示、連絡事項及び打ち合わせ内容等をこれらの者の間で共有する方法並びに担当者によって成果物等の品質に差が生じないようにする管理方法を記述すること。

##### ③業務担当者の経歴等

本業務委託を実施する業務担当者の経歴を記述すること。

なお、経歴については、業務委託の実績の概要(自治体等の名称や当該業務委託における役割等)を記載すること。

##### ④計画書(本編)の作成

- ・全体の作成コンセプトについて提案すること。
- ・表紙及び本文(第4章 1「みんなで目指す未来の千葉市」及び第6章 1「環境・自然」の政策体系)の計3ページ分のデザイン案を提出すること。

##### ⑤計画書(概要版)の作成

- ・市民の目を引くとともに、計画内容の簡略化及び視認性を担保するための工夫などを提案すること。
- ・概ね中学生程度以上が理解しやすい内容とするための工夫について提案すること。
- ・表紙・裏表紙、本文見開きの計4ページのデザイン案を提出すること。

##### ⑥PR動画の作成

- ・動画全体のイメージやストーリーなど、コンセプトについて絵コンテ等を用いて提案すること。
- ・市民が基本計画について関心を抱き、計画書につなげるための見せ方・工夫について提案すること。
- ・10年後の目指すべき千葉市の姿について、どのような手法を用いて分かり易く表現するか提案すること。

##### ⑦その他

- ・本業務の目的等を踏まえ、本業務の実現にあたり提案内容があれば記載すること。
- ・提案はできる限り具体的に記載するとともに、実現可能なものとする

(イ) 見積書（税抜）

正本1部（社名・押印あり）、副本6部（社名・押印なし）の計7部を提出すること。  
なお、見積書の内訳についても記載又は添付をすること。

(ウ) 留意事項

- ・企画提案書の書式はA4判（横書き）、両面印刷、カラー印刷とし、別途電子データを提出すること。
- ・構成は、表紙、目次、提案内容（本文、デザイン案）とする。
- ・正本（1部）は押印、袋とじとし、副本（6部）はホチキス留めとする。
- ・企画提案書は委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行に当たっては逐次発注者と協議して決定することに留意すること。

(5) プレゼンテーションについて

業務担当者に企画提案を直接確認することにより、本業務を確実に履行することができるか審査することを目的として、以下の要領でプレゼンテーションを行う。

ア 日時及び場所

日時：令和4年10月中下旬【予定】

場所：千葉市役所

イ 出席人数

実施責任者（必須）及び業務担当者の計3名まで

ウ 実施方法

画面投影により企画提案書の内容に関するプレゼンテーション

エ 時間

提出した企画提案書のみを使用し、10分以内で説明すること。

その後、プレゼンテーションの内容及び審査基準に沿った質疑応答を15分程度実施。

オ 留意事項

(ア) プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は企画提案者の持ち込みとする。

なお、モニター及びHDMIケーブルは市が用意する。

(イ) 千葉市情報公開条例第7条第1項第5号の規定に基づき、プレゼンテーションは非公開とする。

## 5 事業者選定

(1) 選定趣旨

企画提案内容を総合的に採点し、最高得点者を契約予定者として選定する。

(2) 審査・選定方法

ア 千葉市が指定する選定委員が審査基準に基づき、提出された企画提案書、見積書及びプレゼンテーションについて審査し、合計点が最も高い者を委託契約予定者として選定する。

イ 参加申込者が1者のみの場合も選考を実施する。

ウ 最高得点者が2者以上あるときは、見積金額の低い者を選定し、見積金額も同額の場合は、委員の合議により委託契約予定者を選定する。

### (3) 審査項目

評価基準	配点
1 趣旨理解	10
(1) 本業務の目的や条件を的確に理解し、提案内容に反映しているか。	10
2 運営能力・実施体制等	20
(1) 本業務を履行するにあたり十分な履行実績を有し、その知識・ノウハウ・経験等を十分に活かすことが期待できるか。	10
(2) 工程及び作業内容が明確であり、業務の適切な履行が見込まれるか。	5
(3) 業務を履行するにあたり、人員を含め必要な業務体制が整備されているか。	5
3 提案内容	70
(1) 市民が関心を抱くデザイン・コンセプトとなっているか。	15
(2) 概要版について、幅広い世代の市民が手に取るような、目を引くデザインとなっているか。	15
(3) 概要版について、概ね中学生程度が読みやすく、理解しやすい内容となっているか。	15
(4) PR 動画について、幅広い世代が基本計画に関心を抱くような内容となっているか。また、そのための工夫がなされているか。	15
(5) 本業務の履行にあたり、有意義な独自の提案がなされているか。	10
合 計	100

### (4) 選考結果の通知

#### ア 通知日

令和4年10月下旬【予定】

#### イ 通知方法

企画提案書の提出者全員へ電子メールで結果を通知するとともに、市ホームページで公表。  
なお、審査内容に関する質問や、選定結果に関する異議申立ては受け付けない。

## 6 契約手続等

### (1) 契約の締結

ア 契約予定者と詳細な業務内容及び契約条件について協議・合意したのち、随意契約により契約を締結する。なお、協議の結果、業務内容の一部が変更となる場合がある。

イ 前項の交渉が不成立の場合は、順次、次点以下の提案者と交渉し、委託契約を締結する。

### (2) 留意事項

ア 受注者決定後、速やかに契約書を2通作成し、各1通を保有する。

イ 契約保証金として、当該契約金額の100分の10以上の額を納めること。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除する。

ウ 業務においては提案された企画案を尊重するが、必ずしも企画どおりに委託するものではなく、提案された企画内容をもとに、協議のうえ進めるものとする。

エ 業務の一部について第三者に委託する場合は、必ず事前に千葉市の承諾を受けること。

オ 委託料の支払いについては、業務完了後一括払いとする。

カ その他、業務遂行上発生した問題等については、市と受注者で協議し、対応を決定する。

## 7 企画提案の無効に関する事項

参加申込者が次のいずれかに該当すると千葉市が判断した場合は、無効又は失格とする。

- (1) 企画提案の参加要件を満たさない場合
- (2) 本募集要項を順守しない場合
- (3) 企画提案書等の提出書類の期限を遅延した場合
- (4) 企画提案書等の提出書類に虚偽や重要な誤脱があった場合
- (5) 企画提案書等の提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (6) 見積金額が委託限度額を超えた場合
- (7) プレゼンテーションを欠席した場合
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (9) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

## 8 その他

- (1) 企画提案の参加に必要な費用は、すべて企画提案参加申込者の負担とする。
- (2) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨と、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定する計量単位とする。
- (3) 提出期限以降の書類の変更、差し替えや加除修正は一切認めない。
- (4) 提出された企画提案書等については、選定結果にかかわらず返却しない。
- (5) 市は、提案書等を本事業の選定以外に無断で使用しないものとする。
- (6) 採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属するものとする。
- (7) 提出書類や選考結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の規定に基づき、公にすることにより、当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は、同条例第7条第1項第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (8) 企画提案に関連し知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
- (9) 著作権・知的財産権の使用
  - ア 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負う。
  - イ アにかかわらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りではない。

## 9 問い合わせ先

千葉市総合政策局総合政策部政策企画課 企画班

電話：043-245-5046

FAX：043-245-5534

メール：next-gplan@city.chiba.lg.jp